

## 蒲郡市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 蒲郡市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業（以下「事業」という。）は、蒲郡市内に居住する身体障害者が就労等に伴い道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に定める普通自動車免許（以下「免許」という。）の取得に要した経費（以下「取得費」という。）の一部を支給することにより、身体障害者の社会活動への参加の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、蒲郡市とする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者（視覚障害者を除く。）であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労、通院、通学等のための免許を取得しようとする者。
- (2) 当該免許取得日から申請日まで引き続き蒲郡市内に住所を有すること。
- (3) 道路交通法（昭和35年法律105号）に規定する自動車教習所又は改造した普通自動車を備え身体障害者を対象として運転免許取得の指導を行う教習所において、技能を習得し、免許を取得した者（限定解除の者を含む。）。ただし、免許取得後、身体障害者となり臨時適性検査により免許の更新をしようとする者を除く。

### (助成金)

第4条 助成金の交付は、1人1回限りとし、助成金の額は、免許を取得するために要した費用の3分の2以内の額（1,000円未満切捨て）とする。ただし、その額が、10万円を超えるときは10万円とする。

### (申請手続き)

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、次の書類を、市長に免許取得後6ヶ月以内に提出する。

- (1) 蒲郡市身体障害者自動車運転免許取得費助成申請書（様式第1）
- (2) 身体障害者手帳の写し
- (3) 自動車運転免許証（以下「免許証」という。）の写し

(4) 免許取得に要した経費を明らかにしたもの

(5) 住民票の写し

(助成の決定・却下)

第6条 市長は、前項の申請があった場合は、申請書の記載事項及びその他の事項について審査し、助成することを決定したときは、蒲郡市身体障害者自動車運転免許取得費助成決定通知書（様式第2）を、助成しないことを決定したときは蒲郡市身体障害者自動車運転免許取得費助成却下通知書（様式第3）を、申請者に通知するものとする。

(取得費の支給等)

第7条 市長は、助成決定後、取得費をすみやかに申請者に支払うものとする。

(更生指導台帳への記載)

第8条 市長は、身体障害者福祉法施行規則第9条2項に定める身体障害者更生指導台帳に必要な事項を記載するものとする。

(取得費の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した取得費の一部又は全部を返還させることができる。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載したとき。

(2) 取得費の支給に関し、不正の行為があったとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の蒲郡市身体障害者自動車運転免許取得費助成事業実施要綱の規定による様式第1号の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。